

こうのとりの保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
代表者氏名	理事長 青木 善治
法人の所在地	浜松市中央区元城町 218 番地 26
法人の電話番号	053-413-3300

2. 利用施設

施設の種別	保育所							
施設の名称	こうのとりの保育園							
所在地	磐田市国府台 84-3							
電話番号	0538-32-4732							
管理者名	園長 梶山 美里							
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	2号	-	-	-	20	20	20	60
	3号	20	20	20	-	-	-	60
	計	20	20	20	20	20	20	120
取扱う保育事業	一時預かり保育（一般型）、延長保育、病後児保育、休日保育、子育て支援事業							
認可年月日	昭和46年11月1日							

3. 施設の目的・運営方針

施設の目的	当園は、保育所として行う特定教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。
提供する特定教育・保育の内容	当園は、社会福祉法人聖隷福祉事業団の創立の精神であるキリスト教精神に基礎をおき、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な特定教育・保育を提供する。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	3837.60 m ²	園庭	570 m ²
建物	構造	RC 構造	延べ面積	1906.62 m ²
施設の内容	乳児室	1 室	保育室	4 室
	ほふく室	1 室	遊戯室	2 室
	調理室	1 室	幼児用トイレ	3 室
	調乳室	1 室		
設備の種類	冷暖房、プール、昇降機			
その他	屋外遊戯場 570 m ²			

5. 職員体制

	職務の内容	人数	備考
園長	特定教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。	1人	
主任保育士	園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に特定教育・保育を実施する。	1人	
保育士	保育計画（年間・月間）及び個別計画の立案とその計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう特定教育・保育を行う。	15人	
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。	2人	
看護師	園児の健康管理と当園全般の衛生管理を行う。	1人	
(管理)栄養士	園児の栄養指導及び管理を行う。	1人	
嘱託医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。	1人	嘱託
嘱託歯科医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。	1人	嘱託
事務員	園の運営管理に必要な事務処理等を行う。	1人	

* 上記は基準人員とし、入所人数により変動することがあります。

6. 特定教育・保育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	月曜日～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日、その他園の指定する日 ※日曜日等休日については教育・保育給付認定保護者からの申し込みにより開所することがあります。その場合は1か月前に申し込みをしていただきます。

* 警報発令時の対応について 別紙（園のしおり：「緊急災害時等での保育園の体制について」参照）

* 感染症流行時の対応について 別紙（園のしおり：「感染症にかかった場合」他参照）

7. 特定教育・保育を提供する時間

特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時～午後6時
	延長保育時間	午後6時～午後7時（月曜日～金曜日）
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分～午後4時30分
	延長保育時間	午前7時～午前8時30分、 午後4時30分～午後7時（月曜日～金曜日）
		午後4時30分～午後6時（土曜日）

* 延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の特定教育・保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、特定教育・保育を提供します。

- ② 一時預かり保育、延長保育、病後児保育、子育て支援事業、障がい児保育、休日保育等を行います。

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法

自園調理

- ② 食事の提供を行う日

特定教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は栄養士が1か月ごとに作成をし、毎月のお便り等で別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時頃	11時頃	15時頃
1歳児	9時頃	11時頃	15時頃
2歳児	9時頃	11時頃	15時頃
3歳児		11時30分頃	15時頃
4歳児		11時30分頃	15時頃
5歳児		11時30分頃	15時頃

- ③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

除去食及び代替食にて対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

- ④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

(1) 利用料の内容

利用料（利用者負担）	園児が居住する市町村が定める利用料
延長保育料 （保育標準時間認定）	午後6時01分～午後7時 15分ごとに150円加算 月極契約の場合 1人目が月額10,000円 2人目以降は1名につき月額5,000円 閉所時間の午後7時を過ぎた場合は、別途1回につき500円
延長保育料 （保育短時間認定）	午前7時～午前8時29分 30分ごとに150円加算 午後4時31分～午後6時 30分ごとに150円加算 午後6時01分～午後7時 15分ごとに150円加算 閉所時間の午後7時を過ぎた場合は、別途1回につき500円

* 上記以外の特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金は別表に掲げる費用を負担していただきます。

* 利用料等の未納分について、退園後も当園に支払う義務を負うものとします。

* 保護者会からの会費の徴収があります。

(2) 利用料の支払方法

保育料以外の利用料については原則ブラスによる口座振替にてお支払いいただきます。
(口座引き落とし日は毎月 27 日) 但し、やむを得ない場合は現金払いをします。

11. 施設利用の開始について

当園では、磐田市の利用調整に基づき当園に入所決定された教育・保育給付認定保護者が本重要事項説明書等に同意された後に特定教育・保育の提供を開始します。

12. 施設利用の終了について

当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 原則、市外に転出するとき
- ④ 利用料等の滞納、その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	木佐森医院
医院長名又は医師名	木佐森 正樹
所在地	磐田市国府台 55-1
電話番号	0538-32-2555

② 歯科

医療機関の名称	大竹歯科医院
医院長名又は医師名	大竹 繁
所在地	磐田市中泉 230-4
電話番号	0538-35-5151

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先及び保護者の指定する医療機関等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
防災訓練	地震・火災を想定した避難・消火訓練を月 1 回実施		
防災設備	消火器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備
	非常警報設備器具	誘導灯	
避難場所	第一避難場所：泉公園	第二避難場所：磐田第一中学校	

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 職員に対して虐待防止研修を実施

- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	公益社団法人 全国私立保育園連盟（東京海上日動火災保険株式会社）
保険の種類	①園賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険） ②園児団体傷害保険
保険金額	【施設賠償責任保険】 ▶対人：1名・1事故10億円 ▶対物：1事故1,000万円 【生産物賠償責任保険】 ▶対人1名・1事故10億円 ▶対物：1事故1,000万円 【園児団体傷害保険】 ▶死亡・後遺障害保険金額 205万円 ▶入院保険金日額（1日あたり） 1,950円 ▶通院保険金日額（1日あたり） 1,300円

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	加藤 沙織	
解決責任者	梶山 美里	
利用時間	午前8時30分～午後5時	
連絡先	電話 0538-32-4732 FAX 0538-33-0023	
第三者委員	三輪 邦子 電話 0538-36-1890 役職・肩書き等 磐田市市民活動センターのつぼセンター長	神谷 英子 電話 役職・肩書き等 磐田市民生委員・児童委員
受付方法	*面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 *玄関の入り口にご意見箱を設置しております。	

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では下記事項について必要最小限の範囲内において使用させていただきます。

- ① 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ② 他の保育園等へ転園する場合など、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ③ 病院、その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

制定日 平成27年4月1日

改訂日 平成28年4月1日

改訂日 平成29年4月1日

改訂日 平成29年10月1日

改訂日 平成30年4月1日

改訂日 平成31年4月1日

改訂日 2019年10月1日
改訂日 2020年4月1日
改訂日 2021年4月1日
改訂日 2023年4月1日
改訂日 2024年1月1日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 こうのとり保育園
説明者 園長 梶山 美里 印

私は、本書面に基づいてこのとり保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意
しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童との続柄：

児童名：

児童名：

児童名：

別表

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

種類	内容	負担を求める理由	金額
2号認定子ども給食費	主食費	主食を提供するため	月額 1,000円
	副食費	給食食材購入のため	月額 5,500円
賃借料	レンタルオムツ代	保護者の希望により保育活動で使用 金額は使用枚数・日数により計算	月額 2,500～3,500円程度
賃借料	レンタルベット代	保護者の希望により保育活動で使用	1ヶ月 you
物品購入費	名札	(0～5歳) 保育活動で使用し、個人の所有物となるため	1個 150円程度
物品購入費	出席カード(シール含)	(3歳児以上) 保育活動で使用し、個人の所有物となるため	1冊 600～750円程度
物品購入費	連絡袋	家庭との連絡に使用し、個人の所有物となるため	1枚 300円程度
物品購入費	カラー帽子	(2～5歳児) 保育活動で使用し、個人の所有物となるため	1枚 1,200円程度
物品購入費	思い出ファイル	保育活動の記録として作品や写真を入れるため	1冊 2,300円程度
教材費	クレヨン16色	(3歳児) 保育活動で使用し、個人の所有物となるため	1セット 700円程度
			補充用1本 100円程度
教材費	マーカー12色	(4歳児) 保育活動で使用し、個人の所有物となるため	1セット 1,100円程度
			補充用1本 150円程度
衛生費	紙オムツ処分代	使用済み紙オムツ処分費に充当するため	月額 300円程度

※実費徴収のため、仕入れ値の変動により金額が変更となる場合がございます。
その際は別途ご案内いたします。

制定日 平成27年4月1日
改訂日 平成28年4月1日
改訂日 平成30年4月1日
改訂日 2019年10月1日
改訂日 2021年4月1日
改訂日 2022年4月1日
改訂日 2023年4月1日
改訂日 2024年4月1日